

騒音規制法・振動規制法・県条例に基づく特定施設の届出

特定施設を設置する場合は届出が必要です

平成 25 年 7 月 小野市市民安全部生活環境グループ

特定施設

工場又は事業所に設置される施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設であって政令で定める施設（別表 特定施設一覧表参照）

届出者

事業所の代表者

※事業所とは工場、事業場で店舗、病院、事務所も含まれます。

騒音関係届出の種類

	届出を必要とする 場合	届出の 時 期	届出の様式 法令条文	添付書類
				備考
1	特定施設を設置 しようとする場合	設置工事 開 始 の 30 日 前 ま で	特定施設設置届出書 (様式第 1) 騒音規制法第 6 条第 1 項 特定施設等設置等届 (様式第 8 号) 県条例第 43 条第 1 項	騒音防止の方法 付近の見取図 施設の配置図 ≪以下は条例の場合≫ 建物の配置図 建物の構造図 施設の構造図(カタログ等) 作業工程図 法対象工場については現在 特定施設を設置していない 工場に限る
2	特定施設の種類の数、及び騒音防止の方法を変更しようとする場合	変更に係る工事開始の 30 日前まで	特定施設の種類の数変更届出書 (様式第 3) 騒音の防止の方法変更届出書 (様式第 4) 騒音規制法第 8 条第 1 項 特定施設等設置等届 (様式第 8 号) 特定施設等変更届 (様式第 9 号) 県条例第 44 条	騒音防止の方法 付近の見取図 施設の配置図 ≪以下は条例の場合≫ 建物の配置図 建物の構造図 施設の構造図(カタログ等) 作業工程図 対象施設の種類の数が増加する場合、種類ごとの数が増加しない時には届出不要

	届出を必要とする 場合	届出の 時 期	届出の様式 法令条文	添付書類
				備考
3	届出を行った者の氏名及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、工場、事業場の名称及び所在地の変更があった場合	変更した日から30日以内	氏名等変更届 (様式第6号) 騒音規制法第10条	添付書類なし
			氏名等変更届 (様式第5号) 県条例第47条第2項	
4	特定施設をすべて廃止した場合	廃止した日から30日以内	特定施設使用全廃届出書 (様式第7号) 騒音規制法第10条	添付書類なし
			使用等廃止届 (様式第6号) 県条例第47条第2項	施設の一部廃止は届出不要
5	届出を行った者から譲り受け、借り受け、相続、合併等によってその届出に係る特定施設のすべてを承継した場合	承継があった日から30日以内	承継届出書(様式第8号) 騒音規制法第11条第3項	添付書類なし
			承継届(様式第7号) 県条例第43条第4項	

振動関係届出の種類

	届出を必要とする 場合	届出の 時 期	届出の様式	添付書類
				備考
1	特定施設を設置しようとする場合	設置工事開始の30日前まで	特定施設設置届出書 (様式第1号) 振動規制法第6条第1項	振動防止の方法 付近の見取図 施設の配置図
			特定施設等設置等届 (様式第8号) 県条例第43条第1項	≪以下は条例の場合≫ 建物の配置図 建物の構造図 施設の構造図(カタログ等) 作業工程図 法対象工場については現在特定施設を設置していない工場に限る
2	特定施設の種類の数、及び振動防止の方法を変更しようとする場合	設置工事開始の30日前まで	特定施設の種類の数及び能力ごとの数変更届出書 (様式第3号) 振動の防止の方法変更届出書(様式第4号) 振動規制法第8条第1項	振動防止の方法 付近の見取図 施設の配置図 ≪以下は条例の場合≫ 建物の配置図 建物の構造図 施設の構造図(カタログ等) 作業工程図

	届出を必要とする 場合	届出の 時 期	届出の様式	添付書類
				備考
2	特定施設の種類ごとの数、及び振動防止の方法を変更しようとする場合	設置工事開始の30日前まで	特定施設等設置等届 (様式第8号) 特定施設等変更届 (様式第9号) 県条例第44条	対象施設の種類及び能力ごとの数が増加しない場合、振動防止の方法の変更により発生する振動の大きさの増加が伴わない場合、施設の使用時間の繰上げ、繰下げ伴わない場合は届出不要
3	届出を行った者の氏名及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、工場、事業場の名称及び所在地の変更があった場合	変更した日から30日以内	氏名等変更届出書 (様式第6号) 振動規制法第10条 氏名等変更届 (様式第5号) 県条例第47条第2項	添付書類なし
4	特定施設をすべて廃止した場合	廃止した日から30日以内	特定施設使用全廃届出書 (様式第7号) 振動規制法第10条 使用等廃止届 (様式第6号) 県条例第47条第2項	添付書類なし 施設の一部廃止は届出不要
5	届出を行った者から譲り受け、借り受け、相続、合併等によってその届出に係る特定施設のすべてを承継した場合	承継があった日から30日以内	承継届出書(様式第8号) 振動規制法第11条第3項 承継届(様式第7号) 県条例第43条第4項	添付書類なし

届出様式

小野市ホームページからダウンロードしてください。(PDFファイル)

<http://www.city.ono.hyogo.jp/p/1/10/1/15/>

届出先・お問い合わせ

小野市市民安全部生活環境グループ(本庁3階)

〒675-1380 小野市王子町806-1

TEL 0794-63-1686

FAX 0794-62-9040

E-mail seikatu@city.ono.hyogo.jp

騒音規制法及び環境の保全と創造に関する条例に基づく特定施設一覧表

施設名又は作業名		騒音規制法	環境の保全と創造に関する条例(県条例)
		対象・規模	対象・規模
金属加工機械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5 kW 以上のもの	動力が 22.5 kW 以上のもの
	製管機械	すべてのもの	すべてのもの
	ベンディングマシン	ロール式に限る 原動機の定格出力の合計が 3.75 kW 以上のもの	動力が 3.75 kW 以上のもの
	液圧プレス	矯正プレスを除く	矯正プレスを除く
	機械プレス	呼び加圧能力が 294 トン以上のもの	呼び加圧能力が 30 トン以上のもの
	せん断機	原動機の定格出力の合計が 3.75 kW 以上のもの	すべてのもの
	鍛造機	すべてのもの	すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	すべてのもの	すべてのもの
	ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く	すべてのもの
	タンブラー	すべてのもの	すべてのもの
	切断機	といしを用いるものに限る	
	空気圧縮機	原動機の定格出力が 7.5 kW 以上のもの	
	圧縮機		動力が 7.5 kW 以上のもの
	送風機	原動機の定格出力が 7.5 kW 以上のもの	動力が 3.75 kW 以上のもの
	破碎機又は摩砕機	土石用または鉱物用に限る 原動機の定格出力が 7.5 kW 以上のもの	すべてのもの(土石用、鉱物用のもの又は食料品、飼料、肥料の製造の用に供するものは動力が 7.5 kW 以上のもの)
	ふるい機又は分級機	土石用または鉱物用に限る 原動機の定格出力が 7.5 kW 以上のもの	動力が 7.5 kW 以上のもの
	織機	原動機を用いるもの	原動機を用いるもの
	コンクリートプラント	建設用資材製造機械に限る 気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のもの	すべてのもの
	アスファルトプラント	建設用資材製造機械に限る 混練機の混練重量が 200kg 以上のもの	すべてのもの
	ロール機	穀物用製粉機に限る 原動機の定格出力が 7.5 kW 以上のもの	破碎機及び摩砕機を除く
木材加工機械	ドラムバーカー	すべてのもの	すべてのもの
	チップパー	原動機の定格出力が 2.25 kW 以上のもの	すべてのもの
	碎木機	すべてのもの	すべてのもの
	帯のご盤	製材用のものは原動機の定格出力が 15 kW 以上のもの 木工用のものは原動機の定格出力が 2.25 kW 以上のもの	

施設名又は作業名		騒音規制法	環境の保全と創造に関する条例(県条例)
		対象・規模	対象・規模
木材加工機械	丸のこ盤	製材用のものは原動機の定格出力が 15kW 以上のもの 木工用のものは原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの	
	動力のこぎり機		動力が 0.75kW 以上のもの
	かんな盤	原動機の定格出力が 2.25kW 以上のもの	動力が 0.75kW 以上のもの
抄紙機		すべてのもの	すべてのもの
印刷機械		原動機を用いるもの	原動機を用いるもの
合成樹脂用射出成形機		すべてのもの	すべてのもの
鋳造型機		シヨルト式のものに限る	すべてのもの
ディーゼルエンジン又はガソリンエンジン			出力が 3.75kW 以上のもの
工業用ミシン			同一建物に 10 台以上設置するもの
ニューマチックハンマー			すべてのもの
コンクリート管、コンクリート柱又はコンクリートブロックの製造機			すべてのもの
金属用打抜機			動力が 2.25kW 以上のもの
グラインダー			サンダー及び切断機を含み工具用研磨機を除く
工業用ミキサー			すべてのもの
重油バーナー			重油使用量が 1 時間当たり 15ℓ以上のもの
ゴム、皮又は合成樹脂の打抜機又は裁断機			すべてのもの
スチームクリーナー			すべてのもの
金属工作機械			同一建物内に 5 台以上設置するもの
石材引割機			すべてのもの
ドラム缶洗浄機			すべてのもの
板金又は製缶の作業			厚さ 0.5 mm以上の金属板を加工するもの
鉄骨又は橋梁の組立作業			すべてのもの
建設材料置場における運搬作業			動力を用いる機械を使用する作業に限る。 土砂石の材料置場であって 1 箇月以上使用するもの。

振動規制法及び環境の保全と創造に関する条例に基づく特定施設一覧表

施設名又は作業名		振 動 規 制 法	環境の保全と創造に関する条例(県条例)
		対 象 ・ 規 模	対 象 ・ 規 模
金属加工機械	液圧プレス	矯正プレスを除く	矯正プレスを除く
	機械プレス	すべてのもの	すべてのもの
	せん断機	原動機の定格出力が 1 kW 以上のもの	原動機の定格出力が 1 kW 以上のもの
	鍛造機	すべてのもの	すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が 37.5 kW 以上のもの	原動機の定格出力が 37.5 kW 以上のもの
	打抜機		原動機の定格出力が 2.2 kW 以上のもの
	製管機械		すべてのもの
	圧延機械		原動機の定格出力が 22.5 kW 以上のもの
圧縮機		原動機の定格出力が 7.5 kW 以上のもの	原動機の定格出力が 7.5 kW 以上のもの
土石用又は鉱物用破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が 7.5 kW 以上のもの	原動機の定格出力が 7.5 kW 以上のもの
織機		原動機を用いるもの	原動機を用いるものに限る
コンクリートブロックマシン		原動機の定格出力の合計が 2.95 kW 以上のもの	すべてのもの
コンクリート管製造機械		原動機の定格出力の合計が 10 kW 以上のもの	すべてのもの
コンクリート柱製造機械		原動機の定格出力の合計が 10 kW 以上のもの	すべてのもの
木材加工機械	ドラムバーカー	すべてのもの	すべてのもの
	チップパー	原動機の定格出力が 2.2 kW 以上のもの	すべてのもの
印刷機械		原動機の定格出力が 2.2 kW 以上のもの	原動機の定格出力が 2.2 kW 以上のもの
ゴム練用又は合成樹脂用のロール機		カレンダーロール機以外 原動機の定格出力が 30 kW 以上のもの	カレンダーロール機以外 原動機の定格出力が 30 kW 以上のもの
合成樹脂用射出成形機		すべてのもの	すべてのもの
鋳造型機		シヨルト式のものに限る	シヨルト式のものに限る

質疑応答

Q	A
液圧プレスを同一工場内の別の建屋に移設する場合、届出は必要か？	振動の防止方法の変更となるので、届出が必要。ただし、基礎の状態、民家への距離等に変化なく、客観的にみて、振動の大きさの増加を伴わないと判断される場合は届出の必要はない。
液圧プレスを改良し、液のかわりに圧縮空気を用いるプレス機は特定施設に該当するか？	該当しない。
空調機に使用される圧縮機は、騒音規制法、振動規制法の特定施設に該当するか？また条例上の取扱いはどうなるか？	空調機は冷凍機的一种であるので、騒音規制法及び振動規制法の特定施設ではない。 条例の騒音の特定施設には該当するので、届出を要する。
送風機を集塵機の原動力として使用する場合、特定施設に該当するか？	特定施設に該当する。
一台の空調機の中に原動機の定格出力が 5.5 kWの圧縮機が2台配置されている。特定施設に該当するか？	県条例の騒音に係る特定施設に該当する。 原動機が2台で1セットになっている場合であり、定格出力が11kWの圧縮機とみなす。
3つの機能（圧延機械、ベンディングマシン、せん断機）をあわせ持つ鉄筋加工機械がある。当該設備には5個モーターがあり、総容量は18kWであるが、各機能に使用されるモーターの出力は、各施設届出要件以下の能力である。届出は必要か？	届出は要しない。 複数の機能を有する施設は各用途の規模に応じ届出の必要の有無を判断する。
移動式の施設は、特定施設に該当しないこととなっているが、次の施設の取扱いはどうか？ ① 移動可能なようにキャタピラ付き台車に搭載された破碎機で骨材置場等の事業所内で使用し、使用場所が敷地内で移動する場合 ② ①の破碎機を道路工事等の現場で使用する場合 ③ 可搬型のディーゼルエンジンを事業所敷地内の屋外に据え置きして使用する場合	① 特定施設に該当する。 移動式施設は特定施設に該当しないが、移動式施設とは使用場所が特定できないものと解される。事例の場合、稼働時には定位置で使用されるので、移動式施設とみることはできない。 ② 特定施設に該当しない。 工事現場は、工場・事業場にあたらぬ。 ③ 特定施設に該当する。 ①と同じ
発電用のディーゼルエンジン、ガソリンエンジンについて、非常用の施設であっても届出が必要か？	届出が必要である。

騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分

○指定地域：市の全域

○区域の区分：第1種区域、第2種区域、第3種区域、第4種区域

区域の図面は市役所3階市民安全部生活環境グループで閲覧できます。

騒音の特定施設を有する工場、事業場に関する 時間及び区域の区分ごとの規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間	朝 夕	夜 間
	午前8時～午後6時	午前6時～午前8時 午後6時～午後10時	午後10時～ 翌日午前6時
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	70デシベル	60デシベル

※第2～4種区域内に所在する学校、保育所、病院、患者を入院させる施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームからおおむね50m以内の区域は、この表から5デシベルを減じた値となります。

振動規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分

○指定地域：市の全域

○区域の区分：第1種区域、第2種区域

区域の図面は市役所3階市民安全部生活環境グループで閲覧できます。

振動の特定施設を有する工場、事業場に関する 時間及び区域の区分ごとの規制基準

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	午前8時～午後7時	午後7時～翌日午前8時
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

※区域内に所在する学校、保育所、病院、患者を入院させる施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームからおおむね50m以内の区域は、この表から5デシベルを減じた値となります。